

健康保険法改正のお知らせ

題記の件、今般健康保険法が改正され、2022年(令和4年)1月1日より施行されますので、ご案内致します。

記

1. 改正概要

内容	現行(変更前)	変更後
・傷病手当金の支給期間が通算化	・傷病手当金の支給期間は、支給開始日から1年6ヶ月とする。	・傷病手当金の支給期間は、支給開始日から「 通算して1年6ヶ月 とする。」【注】
・出産育児一時金額の変更 ※2022年1月1日以降の出産より変更	・産科医療補償制度に加入しない医療機関等での出産：40万4千円 ・産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産：42万円	・産科医療補償制度に加入しない医療機関等での出産： 40万8千円 ・産科医療補償制度に加入する医療機関等での出産：42万円 (変更なし)
・任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格喪失要件追加	・現行は資格喪失要件になし	・資格喪失要件に、 被保険者が任意の資格喪失を申し出た時 を追加 ※喪失日は、健保が申し出を受理した日の属する月の翌月1日

【注】

- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6ヶ月に達する日まで対象となります。
- ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えても、繰り越して支給可能になります。

※詳細は、添付資料(PPT)をご参照下さい。

2. 問合せ先

ルネサス健康保険組合 業務係 大塚、星、大野、伊藤
kenpo@renesas.com 又は 03-6773-4320 (内線：82-4320)

以上